

## リスク分担に対する基本的な考え方

種類	リスクの内容	負担者	
		市	指定 管理者
法令等の変更	指定管理業務に直接関係する法令などの変更	○	
事業の変更・延期・中止	市の都合によるもの	○	
	指定管理者の運営上の瑕疵、事業放棄、破綻によるもの		○
	不可抗力※によるもの	協議	
許認可遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延・失効等（取手市が取得するもの）	○	
	上記以外		○
運営費上昇	人件費、物品費等の物価変動によるもの		○
	通常予期されないほどの急激な物価変動	協議	
	金利変動によるもの		○
利用料金収入の減少	市の利用の大幅な増加によるもの	○	
	上記以外		○
施設・設備の破損	異常な経年劣化等、維持管理業務の瑕疵によるもの		○
	通常の経年劣化によるもので、修繕費用が1件当たり50万円以下（消費税及び地方消費税を除く）のもの		○
	通常の経年劣化によるもので、修繕費用が1件当たり50万円を超える（消費税及び地方消費税を除く）もの	○	
	第三者の行為によるもののうち、相手方が特定できないもので、修繕費用が1件当たり50万円以下（消費税及び地方消費税を除く）のもの		○
	第三者の行為によるもののうち、相手方が特定できないもので、修繕費用が1件当たり50万円を超える（消費税及び地方消費税を除く）もの	○	
	施設・設備の所期の機能を高めるための資本的修繕	○	
	不可抗力によるもの	協議	
備品（Ⅰ類・Ⅱ類）の破損	異常な経年劣化等、維持管理業務の瑕疵によるもの		○
	通常の経年劣化によるもので、取得単価が1件当たり20万円以下（消費税及び地方消費税を除く）のもの		○
	通常の経年劣化によるもので、取得単価が1件当たり20万円を超える（消費税及び地方消費税を除く）もの	○	

種類	リスクの内容	負担者	
		市	指定 管理者
(前ページの続き) 備品（Ⅰ類・Ⅱ類）の破 損	第三者の行為によるもののうち、相手方が特定できな いもので、取得単価が1件当たり20万円以下（消費税 及び地方消費税を除く）のもの		○
	第三者の行為によるもののうち、相手方が特定できな いもので、取得単価が1件当たり20万円を超える（消 費税及び地方消費税を除く）もの	○	
	不可抗力によるもの	協議	
植栽の枯損	植栽管理業務の瑕疵によるもの		○
	不可抗力によるもの	協議	
需要変動	想定できない特殊な事情が認められるもの	協議	
	上記以外の場合		○
施設の利用不能	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	市の都合によるもの（避難所開設の場合を除く）	○	
	上記以外の場合	協議	
来館者・利用者への損 害	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの （不適切な施設管理による利用者の負傷、利用受け の誤り等）		○
	上記以外の場合	協議	
第三者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの （近隣への騒音・振動被害等）		○
	上記以外の場合	協議	

※1 不可抗力とは、地震、津波、台風、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等の天災、戦争、テロ、暴動等の人災、感染症等の拡大その他自然的または人為的な事象であって、外部から生じた原因でありかつ指定管理者及び市がその防止のための相当の注意をしても防止できないものをいう。

※2 保健センター専有部に係るリスクは市の負担とし、上記の表は適用されない。

※3 自主事業に係るリスクは指定管理者の負担とし、上記の表は適用されない。

※4 市が負担すべきリスクについて、緊急を要する場合や、指定管理者が自ら提案し経費を負担するなど特別な理由がある場合は、市、指定管理者で協議のうえ対応を決定する。

※5 指定管理者が費用を負担すべきリスクであっても、市に対して事前に対応方針を報告の上、承認を受けなければならない。

※6 施設・設備の修繕、備品（Ⅰ類・Ⅱ類）の更新、植栽の復元に伴う成果物の所有権は、市に帰属する。